

一般社団法人日本高齢者虐待防止学会
被災者年会費軽減措置に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本高齢者虐待防止学会（以下、「本法人」という）定款第9条第1項及び第2項に基づき、激甚災害で被災した会員を対象とした正会員の会費の軽減について定める。

(資格)

第2条 本法人に対し、次の要件をすべて満たす正会員から申し出があった場合、年会費の支払いを免除する。

- (1) 被災されたことを証明する書類（公的機関の発行する被災証明書、罹災証明書）の写しを提出すること
- (2) 証明書に、被災の原因となった災害が明記されていること
- (3) その災害が、激甚災害に指定されていること
- (4) その災害の指定地域に、会員本人、または本人と生計を一にしている親族が在住していること

(期間)

第3条 申請時年度の年会費の支払いを免除する。ただし、既に支払い済みの場合は、翌年度の年会費として充当する。

(申請した場合の権利等)

第4条 年会費の軽減を除いた当該正会員のその他の権利義務は、一般の正会員と同じとする。

(規程の変更)

第5条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 本規則は、令和6年6月16日から施行する。
- 2 令和5年度の正会員については、令和5年度から年会費の減額ができることとする。

年会費軽減措置申請書

一般社団法人日本高齢者虐待防止学会 御中

激甚災害に指定された災害で被災しましたので、年会費の軽減措置を申請します。

申請日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請者氏名		印	会員番号	
所属機関名				
自宅住所	〒			
メールアドレス		電話番号		

その他・特記事項

※被災証明書に記載されている氏名や住所が、学会登録情報と異なる場合は、理由・その方との続柄を明記してください。

以下、学会事務センターが記入-----

上記申請を承認いたします。

年 月 日

一般社団法人日本高齢者虐待防止学会 理事長